

平成20年第1回定例会採択請願・陳情要旨



結果一覧へ

請願第8号

加曾利貝塚と坂月川一帯の森と水辺を乱開発から守る請願

ほおしろ台団地隣接地である若葉区加曾利町1848番地ほかの宅地開発計画は、加曾利貝塚と坂月川一帯の森と水辺の自然環境を著しく破壊するものであり、地域住民として認められるものではありません。

千葉市におかれましては、加曾利貝塚と坂月川一帯の森と水辺を乱開発から守るよう、下記事項を請願します。

記

- 1 加曾利貝塚と坂月川一帯の森と水辺の区域は、既に計画が公表されている千葉市「縄文の森整備計画」の予定区域の中に含まれていることから、市はこの計画を早期実施に移すとともに、対象地域の地権者に対しても計画の目的を十分に説明し、周辺環境の保全、歴史文化の発展への理解を求めること
- 2 自然環境の保全については、千葉市環境基本計画に行政区別の環境配慮指針として掲げられているところであり、当該宅地開発計画区域及びその周辺区域は、谷津田の保全対象候補地である加曾利谷津の中に含まれていることから、市はこれらの区域を加曾利谷津の保全対象区域として早期にその拡大を図ること
- 3 現在申請中の当該宅地開発計画については、上記趣旨にかんがみ、市は適切な対応、指導を行うこと



先頭へ

請願第2号

東京大学大学院農学生命科学研究科附属緑地植物実験所の存続を求める請願

このたび、東京大学から、検見川にある緑地植物実験所の多摩農場への移転計画が示されましたが、緑地植物実験所は2000年の歴史を持つ検見川の大賀ハスを系統保存している施設であるとともに、地域に残された貴重な緑地であり、地域住民にとって文化的かつ精神的な核となっている場所でもあります。

そこで、私たち地元の住民といたしましては、市、県、東京大学との協議により今回の移転計画を見直すことを求め、下記事項を請願します。

記

- 1 東京大学に今回の移転計画を再検討するよう働きかけ、検見川の大賀ハスを系統保存している緑地植物実験所をぜひとも検見川の地に存続させること



先頭へ

請願第3号

一日でも早く幕張駅にエレベーターの設置をもとめる請願

JR幕張駅は橋上駅で、ホームから改札までは車いす対応のエスカレーターがあり昇降できますが、改札から地上までは階段しかありません。

私は昨年6月末からほぼ毎日、総重量120キロ以上の電動車いすでキャタピラー式の階段昇降機を使い続けて9カ月になりますが、階段の上を動いているときはいつも緊張し、不安を感じています。

また、数年前に首を手術し、やっと回復しましたが、振動が首に影響を与えるのではないかと心配しています。

そこで、一日でも早くエレベーターが設置されることを望み、下記事項を請願します。

記

- 1 JR幕張駅へのエレベーターの設置を早急に実施すること
- 2 エレベーターが設置されるまでの間、車いすを乗せた台が、階段の壁面などに設置したガイドレールに沿って上下するエスカルを設置すること



先頭へ

陳情第4号

千葉市立幕張第二保育所の休止に反対 早急な安全対策を求める陳情

千葉市立幕張第二保育所の保育所休止及び近隣保育所への入所児分散転所の意向に反対し、速やかな安全対策を求めます。

同保育所父母の会は、突然の保育所休止と入所児の分散転所の説明を受け大変驚きました。同時に、子供たちのことを思うと安易に認めることはできません。私たちは、保育所休止と分散転所に反対するとともに緊急の安全対策と抜本的対策を求めます。

今回の市の対応では、心身の発達にとって大事な時期である入所児に、年度途中で環境の大きな変化を強いるもので、入所児への心身配慮に欠けます。また、入所児送迎や通勤の面から見ても、多大な負担を保護者に与えます。

さらに、平成9年に耐震調査を実施し、倒壊危険度が最も高いとの診断が出ていたにもかかわらず、今日まで何の手だてもとっていなかった市の対応に憤りを覚えます。現在も入所児は危険にさらされたままであり、緊急の安全対策が求められます。以上のことを踏まえ、下記事項を陳情します。

記

- 1 早急に耐震安全対策の処置をとること
- 2 現在の地区に公立保育所を存続させること
- 3 市は入所児を分散転所させることなく今後の対応に当たること



先頭へ

陳情第1号

マンション建設に当たり周辺環境悪化を防ぐよう求める陳情

建築主、日本総合地所、設計・施行者、長谷工コーポレーションが千葉市花見川区幕張町5-357-1ほかの土地にマンションヴェレーナ(仮称)の建設を進めようとしています。

この土地は北側が市道幕張町検見川町線(以下、北側道路)、南側が旧国道14号(以下、南側道路)に面しておりますが、北側道路は道幅が狭く、一番狭い所は5.4メートルしかなく、歩道もないため危険であり、死亡事故や追突事故が多発しています。また、時間によってはかなりの渋滞が発生し、沿線住民が多大な迷惑を受けています。

これに対し、南側道路は道幅が広く、歩道もあり、交通量も極めて少ない状況です。

こうした実情を無視して、建築主側は車両の出入りには北側道路を使用しようとしています。

このため私たちは、車両の出入り口を北側道路にすると交通渋滞が一層激しくなるだけでなく、交通事故がさらに増加しかねず、緊急車両の通行にも支障をきたす。マンション建設に伴う工事大型車の出入り時には反対車線まで利用しないと出入りできない状態になる。さらに、完成後にマンションで、万一、火災が発生しても消防車がうまく入れず、大事故につながるかねず、また、マンションの住民にとっても車両の出入りが難しくなるなどの理由から、車両の出入り口を南側道路にするよう、建築主側に対し再三にわたり求めてまいりました。

これに対し建築主は、南側に車両出入り口を設けるためには住戸の削減をしなくてはならず、事業の根幹にかかわる変更になるため要望に沿うことは困難と、あくまで経済的な理由から拒否し続けています。

このような現状を踏まえ、下記事項を陳情します。

記

- 1 南側道路を車両の出入り口にするよう千葉市が建築主側に対し指導すること
- 2 今後、日照、風害、プライバシー、工事公害などの問題に対する協議の際にも、建築主側が誠意ある対応をするよう千葉市が指導すること